

学校感染症の罹患に伴う出席停止について

学校において感染症のまん延予防のため、下表に示した感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の処置を行います。

出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められていますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に休養してください。

なお、出席停止期間中は特別欠席の扱いとなり、普通の欠席扱いにはなりません。

【感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条より）】

第1種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘そう　南米出血熱　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS）　中東呼吸器症候群（MERS） *1 特定鳥インフルエンザ
第2種	*2 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）　百日咳　麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　風しん（三日はしか）　水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱）　結核　髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎　その他の感染症

*1 特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点でH5N1及びH7N9とされている

《出席停止の流れ》

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任へ連絡し、医師から登校の許可が出るまで療養する。
- ② 医師から登校を許可されたら、「学校感染症等治癒通知書」（治癒証明書）に医師又は保護者が必要事項を記入する。（保護者が記入する場合は受診した医療機関の担当医に確認し、指示された事項等を正しく記入する。）
- ③ 記入された「学校感染症等治癒通知書」（治癒証明書）を持参して登校し、担任へ提出する。
*2 第2種「インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）」については別様式「インフルエンザに関する報告」を使用する。（学校ホームページよりダウンロード可能）
- ④ 不明な点等あれば担任へ連絡する。

「学校感染症等治癒通知書」（治癒証明書）について

- ・ 「学校感染症等治癒通知書」は学校にあります。また、学校ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 医療機関にある「治癒証明書」での証明でも構いません。
- ・ 「学校感染症等治癒通知書」（治癒証明書）は医療機関によっては発行に料金がかかることがあります。ご確認ください。

キ リ ト リ

【学校感染症等治癒通知書】

広島市立美鈴が丘高等学校長 様

年 組 名前

病名 _____

出席停止期間 _____ 月 日 () ~ _____ 月 日 ()

上記の病気で加療していましたが、感染のおそれもなく、集団生活ができる状態となりました。

令和 年 月 日

医療機関名・医師名

印

【医療機関による証明が難しい場合】

医療機関にて上記の内容を確認しました。

保護者名

印